2・3定 意見書案第2号

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書について

種苗法改正案の慎重な審議を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和2年10月7日

旭川市議会 議長 安 田 佳 正 様

提出者 旭川市議会議員

江川あや

塩 尻 英 明

宮 崎 アカネ

髙 橋 紀 博

高木 ひろたか

まじま 隆 英

石 川 厚 子

品 田 ときえ

松 田 ひろし

小 松 あきら

能登谷 繁

高 見 一 典

白鳥秀樹

中川明雄

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

主要農作物種子法が2018年4月に廃止され、国民の主要農作物である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中で、多くの懸念事項を内包する種苗法の一部改正案が先の通常国会に提出された。

種苗法の改正は北海道の農業生産にも大きく関わる案件であり、近年、問題となっている我が国の優良品種の海外流出を防止するために法的な規制を講じることは極めて重要である。

その一方で、品種開発者の育成者権を高め、自家増殖を許諾制に見直すことにより、 農業者の権利である自家増殖が制限され、新たな費用負担が生じるなど課題が山積し ている。また、外資系種子会社を通じた種子の海外流出の不安も懸念される。

こうした中で,種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できなかったことから,今秋招集予定の臨時国会で継続審議することとなった。

このため、種苗法の改正に当たっては、廃止された主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保、安価供給の継続に向けた公的機関による農作物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置付けを強化することが必要不可欠である。

また,試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが,民間企業による独占的な種苗開発を招き,利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねない。

よって、国会においては、種苗法改正案の審議に当たり、国民の意見を広く聴取し、 十分な時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付けできる よう次のとおり要望する。

- 1 今回の改正案では、全ての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業の主要種子の独占や、許諾に係る事務作業の煩雑化など、費用の増加などが見込まれることから、育苗業者と農家の自家増殖を守り、農業者がこれまでどおり安心して作付けできる環境を確保すること。
- 2 主要農作物種子法において機能していた都道府県における地域の特色を生かした 種子の研究・開発などを今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めること ができるよう,現在講じている地方財政措置を改正案に盛り込むこと。
- 3 外資系企業による地域ブランドなどの優良な国産農作物の種子が海外流出することを防止するために万全な対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。